

# 2016 連合島根春季生活闘争方針（案）

## I はじめに

### 1. 「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をめざす

2016 春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争である。20 年近く続くデフレからの脱却には時間を要するが、日本経済の「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」のためにはすべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現が不可欠である。そのために、月例賃金の改善にこだわる取り組みを継続するとともに、あらゆる手段を用いてそれぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを展開する。春季生活闘争が持つ日本全体の賃金決定メカニズムを活かしつつ、とりわけ中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動に挑戦する。

### 2. 「世界一働きやすい国」をつくらう

政府は「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国にする」などサプライサイドに偏った成長戦略を掲げ、労働者保護ルールの改悪をはじめとした規制緩和を強引に押し進めようとしている。こうした「人を犠牲にした経済成長」は、一部の企業の短期的な利益をもたらしても、持続可能で自律的な経済・社会の発展にはつながらない。われわれはデフレと低成長の「失われた 20 年」の間に「合成の誤謬」に陥った経緯を忘れてはならない。これら政府や経済界の一部の動きに対して厳しく対峙する必要がある。

連合は、社会・経済の活力の原動力であり、付加価値創造の源泉である「働くこと」の価値を高め、働く者が安心して働き続けられる環境整備こそが政府の成長戦略の核心であることを訴えていく。また、短期的な利益追求に偏った企業運営から、生産性三原則の考え方や企業倫理を重んじる企業運営への転換を求めていく。

### 3. 日本が抱える構造問題への対応

わが国は、急激な超少子高齢化・人口減少という人口動態の変化に直面している。経済成長の担い手である労働力人口の減少は、潜在成長率を下振れさせ、経済規模の縮小をもたらす。また、社会保障制度の持続可能性にも大きな影響を及ぼすなど、社会のあらゆる面に大きな影響を与える。このような社会の構造変化のもとで、持続可能な経済・社会を維持していくためには、多様な人材の活躍とそれを包摂する社会の構築が不可欠である。限られた人財の活用について、社会全体の問題として検討を加えるとともに、人材の確保・育成のための「人への投資」を求めていく。労働力不足において生産性の向上と、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の両立をめざし、労使での議論とともに、あらゆる場を活用した社会対話など社会的運動を展開する。

#### 4. 働く者・国民生活の底上げをはかるために果敢に闘おう！

労働者を労働力ではなく人として尊重する社会の実現のためには、労働組合自らが仲間を増やしすべての職場や地域で集团的労使関係を拡大していくことが重要であり、組織拡大に全力で取り組む。連合・構成組織・地方連合会・単組がこれらの観点について意思統一し、社会の不条理や格差の拡大を許さず、働く者・国民の生活の底上げをはかるために「すべての働く者の処遇を改善！『底上げ・底支え』『格差是正』で経済の好循環実現！」をスローガンに掲げ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて果敢に闘おう。

連合島根は、「賃金カーブ」維持と賃金水準の復元と賃金改善を図り、景気回復に向けて全力で取り組む。

島根においては、中小・地場組合を多く抱えていることから、連合島根の賃金実態調査から目標値を設定し、「復元・賃金改善分」(ベースアップ)の獲得に向け取り組むこととする。

また、働く者、生活者の立場から「働く人が報われる社会」を念頭に置いた社会的対抗軸を広く国民に訴える社会的キャンペーンとして世論喚起の運動（「クラシノソコアゲ応援団！2016 RENGO キャンペーン」）や「1000万連合プラン」の実現に向けた組織拡大、地域における経済・雇用政策をはじめとした「2016～2017 政策・制度 要求と提言」の実現にむけた取り組みを積極的に行うこととする。

## II 2016 春季生活闘争を取り巻く情勢

### 1. 世界経済

米国の景気は、堅調に回復の経路をたどっている。また、ユーロ圏経済は景気の回復が続いており、総じて、世界経済は引き続き緩やかな拡大基調を維持しているものと考えられる。しかし先行きについては、中国をはじめ新興国の景気の減速傾向が見られるほか、昨年末に実施された米国の利上げによる金融市場の反応の行方、EU圏の経済動向、中東など地政学的リスクなど、今後の動向やわが国経済に与える影響について注視が必要である。

### 2. 日本経済

- (1) 日本経済は2015年6月の上海株式市場の暴落に象徴される中国経済の落ち込みにより、新興国の経済減速の影響が世界経済の先行き不透明感へとつながり、国内経済への影響が懸念される状況となっている。
- (2) 企業業績は、上場企業の決算見通しの発表によれば、全体としては増収・増益動向にあるものの、産業ごとや、同一産業内においても個別企業ごとに業績にバラツキが見られる。
- (3) 物価はここのところ横ばいとなっている。これらの物価の低迷には、原油などのエネルギー価格の下落の影響が色濃く現れており、2015年度平均の消費者物価上昇率は、日銀の予測は+0.1%（除く生鮮食品）とされているが、生鮮食品を加えると概ね0.3%ポイント上昇しており、生活実感としては物価が上昇している。

### 3. 雇用情勢と賃金の動向

雇用環境は改善している。9月の有効求人倍率は1.24倍、完全失業率は



正社員の有効求人倍率は0.85倍で、前年同月を0.03ポイント上回った。

新規学校等卒業者（2016年3月卒業）の高卒職業紹介等状況（2015年11月末現在）は、就職希望者1,326人（うち県内希望者909人）に対し、求人倍率1.53%（内県内2.23%）と近年にない状況となっている。11月末現在の就職内定者数は1,151人（うち県内761人）で内定率は86.8%となり、前年同期を2.3ポイント上回っている。県内希望者の内定率についても、83.7%で、前年同期を1.5ポイント上回った。

（以上：島根労働局 2015年12月25日発表）

- (4) 2014年における島根県内の常用労働者1人平均の年間総実働労働時間は1,868時間と前年から6時間増加し、全国平均の1,792時間を70時間以上回っており、過去12年連続して全国平均を上回る状況となっている。

労働基準関係法令違反については、2014年度労働基準監督署の定期監督（1,197事業場）において全体の83.5%（1,000事業場）で何らかの法令違反が指摘されており、依然として労働者の働き方や健康を管理するための法令が遵守されていない状況にあり、過重労働対策や賃金未払い防止などが喫緊の課題となっている。

- (5) 連合島根は例年の賃金実態調査とあわせて10月に「第2回生活アンケート」（回答総数6,305名：民間5,119名 公務1,186名）を実施した。組合員の「景況感」や「仕事・暮らし」について、回答からうかがえる特徴的な結果は以下のとおりであった。（詳細は資料参照）

- ① **実労働時間**が「増えた」と感じている組合員が依然として30%近くに上り、「減った」とする回答は20%弱にとどまっていることから、労働時間短縮が進んでいない実態が見て取れる。
- ② **1年前と比べた組合員本人の賃金収入**については、約37%が「増えた」とし、約21%が「減った」と回答している。一方で**世帯全体の収入**については、「増えた」とする回答は約24%に止まり、「減った」と感じている組合員が約30%に上った。**1年前と比べた世帯の暮らし向き**についても「悪くなった」との回答が30%弱に達しており、国は様々な経済対策を打ち出してはいるが、その効果が十分に波及しているとはいえない状況と思われる。
- ③ **仕事に関する不安・悩み（3つ以内選択）**については、40%近くが「将来の収入」と回答しており、「勤務先の将来性」も約24%と高い数値となった。将来の収入確保（と社会保障制度）への不安が大きい一方で、「毎月の収入の少なさ」も約35%となっており、経済的な不安が最も大きいことが伺える。
- ④ **暮らし向きについての不安・悩み（3つ以内選択）**については、「資産の少なさ」との回答が約50%と突出している。これは、現在の収入では子どもの教育や老後に備えた資産形成が十分にできていない実態を表しているものと思われる。上位の回答は、「自分や家族の健康」が40%弱、「子供の教育」「住宅・教育などのローン負担」「自分又は配偶者の老後」がそれぞれ約20%と続いている。

### Ⅲ 2016 連合島根春季生活闘争の具体的な展開（基本的な考え方）

#### 1. 連合本部方針(1)～(3)

- (1) 「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みの強化

月例賃金にこだわった闘争を進めてきたことで賃金の引き上げを実現してきたものの、要求の趣旨からすると十分な水準には至っていない。また、格差の是正も実現していない。したがって 2016 春季生活闘争においても月例賃金にこだわり、賃上げの流れを継続させる必要がある。

「底上げ・底支え」「格差是正」をめざし、従来の取り組みに加え、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現を重視し、その効果が広く社会に浸透する取り組みを行う。

「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」をはかるためには、マクロの観点から雇用労働者の所得を 2%程度引き上げることが必要である。また、人口動態の変化を背景として人手不足感は強まる一方であり、とりわけ中小企業において、企業の存続と生産性向上のためには、魅力ある産業・企業の構築が不可欠であり「人への投資」を求めていく。

そして、雇用安定の促進や処遇改善など非正規労働者の総合的な労働条件改善の取り組みや、企業内最低賃金協定の締結拡大や水準の引き上げ、適用労働者の拡大を法定最低賃金の引き上げにつなげ、賃上げの社会的波及をはかることも重要である。

こうした観点から、賃上げ要求水準は、それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から 2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め 4%程度とする。

## **(2) 賃金水準改善の社会的波及を高める取り組み**

それぞれの産業全体の「底上げ・底支え」「格差是正」に寄与する取り組みに関する情報開示を進めるとともに、春季生活闘争が持つ日本全体の賃金決定メカニズムを活かしつつ、とりわけ中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動にチャレンジする。

また、取引企業の仕入れ価格の上昇などを踏まえた価格転嫁や、産み出した付加価値の適正な価格での取引が展開される取り組みに総合的に取り組む。そのために、連合は、取引問題に関する相談窓口として「価格転嫁ホットライン」を継続するとともに、経営者団体とも認識を共有化する取り組みを強化する。

## **(3) 超少子高齢化・人口減少社会を踏まえた働き方と処遇のあり方の見直しを**

労働力人口が減少していく中で国民生活を維持し向上をはかるには、生産性向上が必要である。そのためには、マーケットが求める商品やサービスを提供し、かつ、その価値に見合う価格で取引が行われることが必要である。加えて、働く者一人ひとりがそれぞれの能力を活かしながら生産性を高めていくこと、言い換えれば、すべての仕事がディーセント・ワークであること、そして仕事に応じた適正な処遇を確保することが求められる。

2016 春季生活闘争では、働き方と処遇のあり方の見直しに着手するとともに、労使協議を通じてその必要性を確認する。

## **(4) 「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」を「3本柱」に**

2016 連合島根春季生活闘争では、すべての組合が重点的に取り組む課題

として「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」を「3本柱」として位置づけ、これらの取り組みを通じ「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて全力を尽くす。

#### ①すべての働くものの処遇改善の実現

「2016春季生活闘争」を、従来からの主張である「デフレから脱却し、経済の好循環をつくり出す」ことを実現するための「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた取り組みとして位置付け、正規・非正規、組織・未組織にかかわらず、すべての働くものの処遇改善の実現をめざし、公正で安心・安定的な社会の実現に向け邁進していく。

#### ②総労働時間短縮と有給休暇取得促進など「時短」を進める

全国平均を上回る年間実労働時間の短縮と、全国平均を下回る有給休暇取得率の向上を最大の課題に設定する。そのため、島根県の使用団体、行政機関、連合島根の5者による仕事と生活の調和の実現に向けて出された「しまね生き生き職場宣言」の提言に掲げられた労働時間の短縮や年休の取得率の向上等の事項を職場で着実に取り組むことにより、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざす。

しまね生き生き職場宣言	
～島根県における仕事と生活の調和推進のための提言～	
提言1	「仕事と生活の調和」を企業の売りに!
提言2	まずは職場に実情を語り合う場をつくろう!
提言3	しっかり仕事、すっきり帰宅!
提言4	男性も生活を楽しもう!
提言5	みんな元気に生涯現役!

#### ③政策制度要求を「運動の両輪」として取り組みを強化

労働条件闘争と共に、「運動の両輪」として、勤労者全体の雇用・生活条件の課題解決にむけ、政策制度の取り組みを推進する。特に、少子高齢化と人口減少が続く島根県の経済、雇用情勢は引き続き厳しい面があり、県民生活の維持・向上、雇用創出に向けて島根県に施策遂行を求めていく。具体的には、「2016～20175 連合島根政策・制度 要求と提言」の実現を目指し、交渉・協議を進め地域の活性化と雇用増加につながる予算編成を求めていく。

また、「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、地域のあらゆる関係者との連携を図りながら地域（地協）ごとの「地域フォーラム」を開催し、「地域に顔の見える運動」の実践と「労働組合の社会的責任」を果たす運動を推進する。

## 2. 連合島根の具体的な課題と取り組み

### (1) 「賃上げ」をはじめとする労働条件の引き上げ

#### ① 連合島根の賃金の維持・復元の取り組み

すべての組合は、月例賃金にこだわる闘いを進めることとし、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保したうえで、「底上げ・底支え」「格差是正」分として2%（合計4%）程度を賃上げ要求水準とする。

連合島根の賃上げ要求基準は、これまで各構成組織・単組の協力を得て、毎年賃金実態調査を行い、県内民間企業の賃金について調査してきた。本年度も、9月の賃金調査データを、連合本部の関係分析機関(電機連合・労働調査協議会)に依頼し分析を行った。2015連合島根賃金実態調査結果(2015年9月度支給賃金調査)では、60単組より、6,441人のデータを集約することができた。今回の賃金実態調査結果を基に、連合島根として以下の賃金要求基準を示す。

- 1) 賃金カーブの算定が可能な組合は、  
定昇・賃金カーブ維持相当分(約2%)を確保した上で、「底上げ・底支え」「格差是正」分として2%程度の要求することとする。
- 2) 賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。賃金カーブの算定が困難な組合は、連合島根の賃金実態調査結果から求めた次の金額を示す。  
**【平均賃上げ要求基準】**  
定昇・賃金カーブ維持相当分を目安(約2%≒4,100円)として確保し、生産性向上分などを、賃上げ(1%・2,600円程度)として求める。また、格差是正・配分のゆがみの是正(1%目安・2,600円目安)の要求を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に全力をあげる。(合計9,300円以上を目安とする)
- 3) 「復元・賃金改善分」は、月例賃金の引き上げ(ベースアップ)を基本とし、具体的要求は、各組合の判断とする。
- 4) 連合島根地域ミニマム賃金は実態調査に基づき以下のとおり設定する。

連合島根地域ミニマム賃金設定額 (賃金実態に基づき設定)	
25歳	163,600円
30歳	173,100円
35歳	188,600円
40歳	204,100円

[2015年9月賃金実態調査結果]

	2015年度	2014年度	2013年度	2012年度
調査対象人員	6,441人	6,913人	7,309人	7,787人
平均年齢	39.7歳	38.5歳	39.2歳	39.1歳
平均勤続	17.2年	14.8年	15.5年	15.9年
平均賃金	259,128円	253,811円	245,669円	252,776円

## ② 企業内最低賃金の取り組みの一層の強化

- 1) 全労働者の処遇改善のために、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げをはかることが必要である。このため、未締結組合は協定化の要求を行いすべての組合で協定化をはかる。こうした取り組みの強化で法定最低賃金へ連動させていく。
- 2) 企業内最低賃金は、その産業に相応しい水準で協定し、その協定をもとに

特定（産業別）最低賃金の水準引き上げに結びつけていくこと必要があることから、関連業種の各組合においては現行の特定（産業別）最低賃金との相関関係に留意することとする。また、介護やサービス産業など第三次産業分野の新設をはかっていく。

- ③18歳高卒初任給の参考目標値 ①168,800円（本部方針に示す金額）  
②148,800円（平成26年度島根県賃金構造基本統計による金額）

産別方針をふまえ、各組合は①の目標値を基準に、②を下限値として初任給の決定に対して積極的に関与していく。

#### ④生活防衛の観点からの一時金水準の確保・向上

一時金の水準は回復が伝えられているが、産業・単組別で見ればバラツキは大きく、生活防衛の面からみて問題を抱えているところも多い。基本的には、生活の基礎である月例賃金の維持・改善を最優先とした闘争を推進していく。

## （2）非正規労働者の労働条件改善

すべての働く者、とりわけ雇用労働者の38.2%を占め2,043万人を数える\*1非正規労働者の労働条件の改善に重点的に取り組むことが重要である。質・量の側面で一般労働者（正規）と同等の仕事を行っているにもかかわらず、賃金や処遇に格差が存在する場合も多い。非正規労働者の約7割を占めるパートの時間給は、一般労働者（正規）の6割に満たない水準である\*2。

さらに非正規労働者の約18%（315万人）は今の雇用形態を余儀なくされている非正規労働者（不本意非正規）である\*3。

公務職場を含め雇用安定化など総合的な労働条件改善に取り組むとともに、賃金（時給）については「誰もが時給1,000円」の実現をめざす。

### ①構成組織の取り組み

#### 【非正規共闘方針】抜粋

#### （1）総合的な労働条件向上への取り組み

#### 【2016重点項目】

〈雇用安定に関する項目〉

- ①正社員への転換ルールの導入促進・明確化
- ②無期労働契約への転換促進

〈均等処遇に関する事項〉

- ①昇給ルールの導入・明確化
- ②一時金の支給
- ③福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ④社会保険の加入状況の点検と促進\*4
- ⑤有給休暇の取得促進
- ⑥育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できるよう整備
- ⑦再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

#### （2）賃金（時給）の引き上げの取り組み

- 1) 時給の引き上げ

時給の引き上げの取り組みは、「底上げ・底支え」「格差是正」の観点から均等処遇の実現をめざし、次のいずれかの取り組みを展開する。

- ①「誰もが時給 1,000 円」の実現に向けた時給の引き上げ
- ②時間給 1,000 円超の場合は、「底上げ・底支え」「格差是正」の点から 37 円\*5 を目安に要求する。
- ③単組が取り組む地域ごとの水準については、「県別リビングウェイジ」を上回る水準をめざす。
- ④正社員との均等処遇をめざす観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保する。

## 2) 月給の引き上げ

月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等処遇の観点から改善を求める。

\*1 総務省「平成 24 年就業構造基本統計調査」

\*2 例えば、厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成 27 年 8 月分結果確報」によれば約 52%

\*3 総務省「労働力調査（詳細集計）」平成 27 年（2015 年）7-9 月期平均

\*4 本来社会保険が適用されるべき短時間労働者などの把握と適用を求める。（※厚生年金保険法・健康保険法の改正による短時間労働者への適用が 2016 年 10 月 1 日から拡大される。従来の適用対象者（1 日または 1 週間の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が通常の就労者の概ね 4 分の 3 以上である者）に加え、以下[1]～[5]をすべて満たすパート労働者も適用対象者となる。[1]1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること[2]月額賃金が 8 万 8,000 円以上（年収が 106 万円以上）であること[3]継続して 1 年以上雇用されることが見込まれること[4]学生でないこと[5]従業員数が 501 人以上の企業で雇用されていること）

\*5 中小共闘方針が提起する賃上げ 6,000 円を月所定労働時間 163 時間（厚生労働省「平成 26 年賃金構造基本統計調査」）で除して時給換算

## ②連合島根の取り組み

### 1) 街頭宣伝行動など世論喚起の取り組み

「クラシノソコアゲ応援団！2016 RENO」キャンペーン行動

2016 年 1 月～3 月を第 2 ゾーンとして県内各地の街頭および組織内集会での浸透を図る。

### 2) 労働相談の取り組み

2016 春季生活闘争と連動した「集中労働相談ダイヤル」の実施。

期間 2 月 4 日(木)～6 日(土) 10:00～19:00

### 3) メディアを活用した情報発信

毎月 5 日の「連合の日」にあわせたラジオ CM を実施する。また、連合島根メールマガジンや公式フェイスブックにおいて非正規労働者の処遇改善の問題について積極的に取り上げる。

## (3) 職場における男女平等の実現

男女がその持てる能力を発揮できる社会を作っていくことは日本の社会・経済の活性化と持続可能性維持に極めて重要である。職場における男女平等の実現に向けて、

別紙3「2016 春季生活闘争における男女平等課題の取り組みについて」に掲げる次の取り組みを行う。

- 1) 職場における男女平等と男女間の賃金格差の是正
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進（女性活躍推進法）
- 3) 改正男女雇用機会均等法の定着・点検

#### （4）ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて（時短などの取り組み）

健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、超少子高齢・人口減少社会が進むわが国の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現をめざす。とりわけ喫緊の課題である総実労働時間縮減に向けて、労働時間管理の徹底、年次有給休暇の取得促進、また、新たな祝日の増（8月11日「山の日」）の取り扱いなども踏まえ、以下の項目を中心に取り組む。

①労働時間に関する協定・規約の見直し・強化（特別条項付 36 協定の適切な上限時間設定や適用にあたっての事前労使協議、勤務間インターバル規制（原則 11 時間）導入など）や、労働時間管理の強化などにより、過重労働対策を進める。詳細は別紙4「2016 春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて」を参照。

②時間外割増率を法定割増率以上に引き上げる。とりわけ、中小企業における月 60 時間を超える割増賃金率は 50%以上に引き上げる。詳細は別紙4「2016 春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて」を参照。

③従業員 50 人未満の事業場においても安全衛生委員会の設置を行う。

④両立支援の促進（育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法）に取り組む。詳細は別紙3「2016 春季生活闘争における男女平等課題の取り組みについて」を参照。

⑤連合島根で実施した「労働時間および有給休暇に関する実態調査」のデータを活用し必要な対策について検討する。

⑥「しまね活き活き職場宣言」の理念を地域社会全体に浸透させるため連合島根としても PR 活動に取り組む。

#### （5）ワークルールの取り組み

すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」をはかる観点から、ワークルールの取り組みを別紙4「2016 春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて」に則り進める。

- 1) 改正労働者派遣法に関する取り組み
- 2) 若者雇用に関する取り組み
- 3) 障がい者雇用に関する取り組み
- 4) 安全な職場づくり
- 5) 有期労働契約（無期転換ルールの特例）に関する取り組み

#### （6）運動の両輪としての「政策・制度実現の取り組み」

すべての働く者の生活改善・格差是正に向けて、別紙5「2016 年度 政策・制度

実現の取り組み」を春季生活闘争の労働条件改善の取り組みとともに運動の両輪として推し進める。政策・制度実現の取り組みのヤマ場は2016年2月～3月（2016年度地方予算編成）となる。これらを実現するため、連合本部・構成組織・推薦議員と一体になって取り組むとともに、世論喚起に向け、集会や街頭宣伝を含む各種広報活動を精力的に展開する。

#### ①取り組むべき主要な政策課題

- 1) 経済の好循環に向けた中小企業・地場産業への支援強化
- 2) 雇用の安定と公正労働条件の確保
- 3) 社会保障と税の一体改革の推進によるセーフティネットの拡充
- 4) 子どもの貧困と教育格差の解消

#### ②連合島根の具体的な取り組みについて

- 1) 島根県に対する経済・雇用対策要請行動(2016年度予算編成時)  
必要に応じて部局長交渉を実施し実現を図る。具体的には政策・制度委員会で協議する。
- 2) 各市町村に対する政策・制度要請行動(2016年度予算編成時)  
各地協・地区会議で提出した「政策・制度 要求と提言」の実現をめざし、対自治体交渉を強化する。
- 3) 経営者協会への要請行動  
定期懇談会(2/12開催)の中で雇用の確保・拡大の要請を行う。
- 4) 地域フォーラムの開催  
「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、地域のあらゆる関係者との連携をはかるために地域(地協)ごとに「地域フォーラム」を開催する。
- 5) 公契約条例の制定・公共サービス基本条例の制定に向けた取り組み  
引き続き官公部門連絡会との連携を図り制定に向けた取り組みを協議し進める。
- 6) 政策・制度実現に向けた街宣行動  
連合推薦各級議員との連携を強化し世論喚起を図る。
- 7) 「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」への対応  
引き続き、各推進組織において労働団体としての意見反映および進捗状況への関与を進める。また、連合として未参画の自治体に対しては再度要請をおこなうなど取り組みを強化する。

## IV 闘いの進め方

### 1. 闘争態勢

- (1) 「2016 春季生活闘争島根県本部」を設置し闘争態勢を整える。
- (2) 闘争の推進に関わる課題と方針については、闘争委員会(執行委員会)を開催し策定する。
- (3) 2016 春季生活闘争期間中の限定的な共闘機関として、春季生活闘争推進島根県本部の下に組織構成の自主的な参加による「中小共闘センター」を置き、戦術、賃上げ集計など情報交換や地域共闘の強化を図る。また、具体的な対応のため同センターに「中小共闘センター委員会」を置く。

- (4) 全体の情勢分析と共闘体制づくり、相乗効果と調整機能を図るため、戦術委員会（常任執行委員会）、中小労働運動強化委員会、中小共闘センター委員会を適宜開催する。

## 2. 日程

- (1) 「2016 春季生活闘争本部」の設置  
2016年1月22日（金）開催の第52回地方委員会で設置する。
- (2) 要求提出  
原則として2月末までに要求を行なう。
- (3) 回答引き出しゾーンの設定  
春季生活闘争全体を牽引していく観点から、本部は以下の回答ゾーンを設定し闘いを進めていく。最大のヤマ場については、3月16日とし、そこに集中できるように努める。  
各産別は、共闘連絡会議のヤマ場を踏まえて、交渉日程の調整や必要な戦術設定の準備を進め、最大のヤマ場に集中できるように努めるものとする。
- ・3/14～18：第1 先行組合回答ゾーン（最大の山場3/16）
  - ・3/22～25：第2 先行組合回答ゾーン（中小集中回答ゾーン）
  - ・4月以降の闘い方：連合（地方連合会）役員による激励行動、地方の中小共闘センターごとの取り組みについて検討する。  
連合島根も本部闘争日程にあわせ、別途決定する。

## 3. 取り組み予定について

- (1) 2016 年度第1回中小労働運動強化委員会・中小共闘センター委員会について  
連合島根の2016 春季生活闘争の具体的な取り組み内容について協議し、地域ミニマム水準について確認した。
- ① 日 時：2015年12月22日（火）
  - ② 文書持ち回り会議
  - ③ 参加者：中小労働運動強化委員及び中小共闘センター委員  
※第2回委員会は3月下旬に開催する。
- (2) 「2016 連合島根春季生活闘争研修会」の開催について  
2016 春闘の課題および方針の確認、中小共闘運動強化について理解を深める観点から研修会を開催することとする。
- ① 日 時：2016年 1月23日（土）9：00～11：30
  - ② 場 所：労働会館401
  - ③ 内 容：1) 「連合白書」学習会  
2) 「2016 連合島根春季生活闘争方針について」  
3) 「2016 春季生活闘争の意義とポイント」 講師：連合本部  
安永副事務局長
- (3) 連合島根「～初歩から学ぶ～社会保障基礎講座」の開催について  
春闘期における政策制度の取り組みを推進するため、連合本部の協力を得て、

社会保障関連の各種制度の概要および課題について集中的に学習する。また連合推薦県議から県政における課題および県議会での取り組みについて報告を受ける。

③ 日 時：2016年 2月6日（土）8：45～17：15

④ 場 所：松江市中原町「自治労会館」

③ 内 容：社会保障と税・年金・介護・医療・子ども子育て・生活保護の各分野(各項目 55分)

(4) 連合島根「政治研修会」の開催について

第24回参議院選挙を前に、参議院選挙の意義と課題、投票率向上に向けた取り組みの推進、関係法令の遵守、などを目的に政治研修会を開催する。

① 日 時：2016年3月26日（土） 時間未定

② 場 所：労働会館401

③ 参加者：100名程度

(5) 連合島根「産別最賃対策会議」について

平成27年度の島根県最低賃金は、審議の結果、時間額17円引き上げて696円となった。また、産別最賃も6業種で引き上げとなった。

県最賃についてはDランク中上位までの引き上げが実現したが、賃金のセーフティネットとしての機能を果たしていく観点から、引き続き対策強化を図ることとし、平成28年度に向けて取り組み方針等を協議する。

① 日 時：2016年2月中旬

② 場 所：未定

③ 参加者：連合島根最賃対策委員

(6) 「労働問題なんでも相談ダイヤル」の開設について

連合の全国統一行動として、非正規労働者および未組織労働者の労働条件向上、組織拡大の運動を図るため、各構成組織の協力を得て、次のとおり「労働問題なんでも相談ダイヤル」を開設する。また相談ダイヤル周知と組織拡大に向けた、各地区会議単位での街頭宣伝活動および全戸ビラ配布を実施する。

① 実施期間：2016年2月4日(木)～2月6日(土)

対応時間 10：00～19：00

② 実施場所：連合島根事務所

③ テーマ：「許さない！ワークルール無視！パート・アルバイト・契約・派遣などで働く人のための労働相談ホットライン」

(7) 島根県経営者協会との懇談会

毎年、春闘期に開催している、連合島根と島根県経営者協会との定期懇談会を開催する。連合島根からは、2016春季生活闘争の取り組みについて理解を求めるとともに、雇用の確保・拡大などについて意見交換を行う。

① 日 時：2016年2月12日(金) 15：00～17：30

② 場 所：ホテル一畑

③ 参加者：島根県経営者協会役員

連合島根常任執行委員（全体で20名）

(8) 「2016 連合島根春季生活闘争勝利総決起集会」の開催について

2016 連合島根春季生活闘争勝利総決起集会を、各地協(地区)単位で開催し、直

近の春闘情勢報告を行うとともに、内外に2016春闘がスタートしたことをアピールするために開催する。なお、松江隠岐地協と共催で開催する中央集会の日程等は、下記のとおりとする。

- ① 日 時：2016年3月18日(金) 18:00～19:15
- ② 場 所：松江市県庁前広場（デモ行進 県庁前広場～JR松江駅）
- ③参加要請：約2,000名

(9) 地協主催の「2016 春季生活闘争討論集会」・「解決集会」、「地域フォーラム」の開催について

各単組代表者より賃上げ要求額や一時金、労働時間の短縮など、今春闘時の交渉状況や春闘解決促進に向けて情報交換を行うとともに、地域政策課題の解決に向けた集会や学習会を開催することとする。

また、中小企業の活性化や支援強化を主眼に、地域における関係者との連携強化する観点から春闘期を中心に「地域フォーラム」を開催する。当面予定している集会・学習会等は以下のとおり。

<松江隠岐地協>

1. 2016 春季生活闘争研修会

- ①日 時 2016年2月27日(土) 9:30～11:30
- ②場 所 労働会館「401」
- ③内 容 ・「中小労組元気派宣言」学習会  
・単組・産別の春闘状況報告等

<出雲・雲南地協>

1. 2016 春季生活闘争討論集会・単組情報交換会(研修会)

- ①日 時 2016年2月7日(日) 10:00～12:00
- ②場 所 労金出雲支店2F
- ③内 容 ・2016春闘の現状と課題  
・単組の取り組み報告

<西部地協>

1. 2016 春季生活闘争開始宣言集会

- ①日 時 2016年 1月30日(土) 15:30～16:00
- ②場 所 浜田市「ジョイプラザ」
- ③内 容 ・連合島根2016春季生活闘争方針について  
・2016春季生活闘争開始宣言(案)について
- ④出席者 地協総会代議員・構成委員

2. 2016 春闘研修会

- ①日 時 2016年2月13日(土) 13:00～15:30
- ②場 所 「いわみーる402号室」
- ③内 容 ・2016春闘を取り巻く島根の経済情勢について  
・連合島根2016春闘の取り組みについて
- ④出席者 地協幹事会役員  
各地区会議8名(地区議長・事務局長を含む)

(10) 島根県産業別最低賃金の意向表明及び労働行政に対する要請

2016(平成28)年度の産業別最低賃金について、従来どおり6業種について改正決定を申し出るため、島根労働局に対し意向表明を行う。

また、島根労働局に対して、労働行政に対する要請もあわせて行う。

① 日 時：2016年3月3日（木）11：00～12：00

② 場 所：島根労働局

③ 産別最賃業種

- 1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- 2) 一般機械器具製造業
- 3) 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業
- 4) 自動車・同附属品製造業
- 5) 自動車（新車）小売業
- 6) 百貨店・総合スーパー

(1 1) 中小・地場組合の賃上げ集計と情報伝達

「2016 連合島根春季生活闘争FAX速報」を以下の日程で発行し、地場相場の底上げと共有化に努める。また適宜プレスリリースをおこない、社会的波及効果を追求する。各構成組織は日程に合わせて最新の状況を闘争本部へ報告することとする。

第1回集約日	3月16日（水）	速報第1号発行日	3月18日（金）
第2回集約日	4月1日（金）	速報第2号発行日	4月4日（月）
第3回集約日	4月15日（金）	速報第3号発行日	4月18日（月）
第4回集約日	4月27日（水）	速報第4号発行日	4月29日（金）
第4回集約日	5月20日（金）	速報第5号発行日	5月23日（月）

(1 2) 連合島根ホームページの活用

「連合島根ホームページ」を活用し、「2016 春季生活闘争の要求・回答・妥結速報(業種別・規模別)」を掲載する。

なお、ホームページへの掲載にあたっては、逐次更新する。

「連合島根ホームページアドレス」

<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/shimane>

<連合本部資料：別紙>

1. 2016春季生活闘争 中小共闘方針
2. 2016春季生活闘争 非正規共闘方針
3. 2016春季生活闘争における男女平等課題に関する取り組みについて
4. 2016春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて
5. 2016春季生活闘争「政策・制度実現の取り組み」について

## 2016春季生活闘争 中小共闘方針

### 1. 中小共闘の取り組みの基本的な考え方

2016春季生活闘争方針において、日本経済の「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」のためには、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現が必要であり、とりわけ中小企業で働く仲間や非正規労働者の処遇改善が不可欠であり、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現を掲げた。

中小共闘・地場共闘として、実効性のある闘争を進めるためには、中小労組の交渉力強化と共闘への結集が不可欠である。交渉力強化に向けて、中小労組は個別賃金の実態把握と賃金制度構築に努めるとともに、中小共闘・地場共闘への情報集約を行い、企業横断的な賃金相場の形成をはかることとする。また、中小共闘・地場共闘への中小労組の参加を拡大し、横断的な情報共有と情報開示を通じ、交渉力を高める機運醸成をはかる。

加えて、中小企業は地域経済・社会の担い手であり、労働条件の底上げが地域の活性化につながることを訴え、地域のあらゆる関係者と連携をはかり、広く地域社会を巻き込みながら、地域の労働条件の底上げと賃上げの波及力を高める取り組みを行う。

超少子高齢化・人口減少による人手不足のこの局面において、中小企業においては「人財」こそが付加価値創造の源泉であり、人財確保に資する労働諸条件の改善が企業の生き残りの要件であるとの強い危機感を持ちながら、「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に向け、主体的かつ力強い闘争を展開する。

### 2. 2016春季生活闘争の取り組み内容

#### (1) 「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた月例賃金にかかる取り組み

中小においては、月例賃金のみならず一時金、退職金などについて、依然として大手との格差が存在している。加えて低下した賃金水準の復元も進んでいない状況にある。賃金の「底上げ・底支え」をはかるために、すべての生活の基礎である「月例賃金の引き上げ」にこだわり取り組む。

##### 1) 月例賃金の引き上げ

中小組合の平均賃金を基準とした引き上げ額をベースとしたうえで、「格差是正」「底上げ・底支え」をはかる観点で、連合加盟組合平均賃金との格差の拡大を解消する水準を設定する。すなわち、連合加盟組合全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額を賃上げ水準目標(6,000円)とし、賃金カーブ維持分(1年・1歳間差)(4,500円)を含め総額で10,500円以上を目安に賃金引き上げを求める。

##### 2) 最低到達水準の設定

「格差是正」に向けて、組合員の一律ベア型にこだわらず、賃金の絶対値に着目した要求の組み立てや交渉を行うことが必要である。そのために、連合リビングウェイジにおける単身世帯および2人世帯(父子家庭)の水準をクリアする賃金

水準を「最低到達水準」として設定し、これを参考に「底上げ・底支え」に寄与する配分を求める。なお、構成組織はそれぞれの産業実態を踏まえつつ到達水準目標を設定する（表1参照）。

### 3) 賃金実態の把握による交渉力強化

賃金引き上げ要求を行い交渉するためには、組合員の賃金実態を把握することが不可欠である。単組は、組合員の賃金実態調査をもとに内外格差の把握と目標水準を明確にし、総原資のみならず配分を含めた要求・交渉を進めることとする。構成組織と地方連合会は連携して、地域ミニマム運動への参加を促進し、この支援を行う。

### 4) 賃金カーブ維持分の確保

賃金カーブの維持は、労働力の価値を保障することであり、これにより勤労意欲が維持できるという役割を果たしており、最低限の生活水準保障である賃金カーブ維持分は必ず確保する。賃金カーブ維持には定昇制度の役割が重要であり、定昇制度などの昇給ルールがない組合は、人事・賃金制度の確立を視野に入れ、労使での検討委員会などを設置して協議を進めつつ、当面は定昇制度の確立に取り組むこととし、構成組織と地方連合会は連携してこれらの支援を行う。

### 5) 18歳最低賃金と最低到達水準値の協定締結

組合員の賃金実態をもとに、公正な賃金、生活できる賃金を実現するために、企業内において18歳の最低賃金を要求・交渉し、協定化をはかる。同時に、年齢別最低到達水準値についての協定締結をめざす。

## (2) 共闘体制の強化による社会的波及力の向上

- 1) すべての構成組織は、中小共闘方針を春季生活闘争方針に盛り込み、総がかりで中小共闘を展開する。
- 2) 中小労働委員会(中小共闘センター)のもとに、すべての構成組織が参加する中小共闘担当者会議を設置する。また、中小共闘担当者会議と地方連合会の地場共闘担当者、非正規共闘担当者会議との合同会議や共闘推進集会の開催など取り組みを行う。
- 3) 中小労組の主体的な運動を基軸に、構成組織の責任ある指導・支援と、地域における賃金相場の形成とその底上げをめざす「地場共闘」の取り組みを両翼として運動を進める。中小の賃金水準は、地域における賃金水準に少なからず影響されるが、今回設定した最低到達水準をクリアすることと、地域の賃金水準の開示(特性値、表2参照)に注力し、地域における職種別賃金の相場観を高める運動を進めていく。
- 4) 相場形成と先行する中小労組の結果を続く組合に波及させるため、共闘連絡会議との連携を深め、中小共闘として効果的に情報を発信し、中小のみならず未組織の組合や非正規労働者の底上げへとつながる体制を強化する。

## (3) 公正な取引関係の実現と地域活性化に向けた取り組み

中小企業労働者の賃金を底上げするためには、公正な取引関係の実現や地域全体の活性化が不可欠であり、以下の取り組みを進める。

- 1) 「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」(略称:「価格転嫁ホットライン」)を継続し、悪質な取引の抑制をはかるとともに、適正な価格転嫁に向けた取り組みを推進する。

- 2) 現在実施している「中小企業における取引関係に関する調査」の結果を取りまとめ、春季生活闘争前段で社会に対する情報発信を行い、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分と公正取引の実現に向けた世論形成をはかるとともに、悪質な取引の抑制をはかる。
- 3) 地域のあらゆる関係者との連携をはかるために「地域の活性化には中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、すべての地方連合会において春季生活闘争時期を軸に「地域フォーラム」を開催する。また、政府の「まち・ひと・しごと(地方創生)」にかかる地方版総合戦略の推進組織や「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議」への参画など、地域のあらゆる関係者と連携をはかり、地域の労働条件の底上げと賃上げの波及力を高める取り組みを行う。

○参考-1 連合リビングウェイズ(必要生計費)・・・埼玉県の場合

<単身世帯>

- ・自動車あり : 202,000円(月額)
- ・自動車なし : 153,000円(月額)

<2人(父子)世帯>

- ・自動車あり : 257,000円(月額)
- ・自動車なし : 209,000円(月額)

○参考-2 月例賃金(300人未満規模・平均)の試算

- ・地域ミニマム集計データ 251,056円(39.2歳、14.0年)\*昨年 249,880円
- ・2015中小共闘集計 (加重・30.4万人) 245,462円(昨年 241,449円)  
(単純・3,144組合) 237,780円(昨年 235,002円)

○参考-3 連合全体の月例賃金(2015「賃金・一時金・退職金調査」速報値より)

<生産・事務技術労働者計(所定内賃金)> (単位:円)

分類		30歳	35歳	40歳
主要組合	平均	269,675	310,895	342,628
	中位数	269,050	309,800	341,300
登録組合	平均	260,104	297,529	327,232
	中位数	259,900	295,903	324,525

○参考-4 賃金カーブ維持相当分

2014年に調査した地域ミニマム年齢別賃金(全産業・男女計)中位数の18歳から45歳の1年・1歳間差の平均は4,453円(昨年 4,460円)である。

○参考-5 地域ミニマム集計における年齢別最低水準の参考値

(300人未満・第1四分位)

- ・30歳 : 195,500円 (昨年 196,300円)
- ・35歳 : 209,600円 (昨年 213,900円)

### 3. 要求提出・解決目標

要求書の提出は、交渉を集中化し相互の連携を高めるために、原則として2月末までに終わるものとし、中央闘争委員会にて決定されるヤマ場の日程に合わせて解決をめざす。

## 4. 闘争の進め方

### (1) 連合・中小共闘センターの取り組み

- 1) 集計結果をすみやかに開示する。
- 2) 中小共闘センターや中小共闘担当者会議などを開催し、中小労組の交渉支援につながる情報発信をタイムリーに行う。
- 3) 「How to 賃金改定」(10月にアットマーク連合、RENGO-NETにて公開済み)を活用し、賃金制度整備や交渉力強化に活用する。
- 4) 公正取引の実現に向けて、優越的地位の濫用防止や適正な価格転嫁の実施などについて、行政機関への要請行動の実施を検討する。

### (2) 構成組織の取り組み

- 1) 中小共闘センター(中小労働委員会)や中小共闘担当者会議などに参加し、情報共有を積極的に行う。
- 2) 地方連合会が設置する地場共闘、中小共闘などの共闘に積極的に参加し、地域における賃金相場の形成に向けて情報開示に努める。
- 3) 中小共闘方針にもとづき賃金制度整備や交渉力強化に向けた中小単組の指導・支援を行うとともに、大手組合がグループ・関連企業の闘争を積極的に支援するよう指導する。また、人事・賃金制度が構築されていない単組への指導を強化し、制度確立に向けた労使検討委員会の設置などの要求を検討する。
- 2) 中小労組や地域の賃金実態の把握と分析のために、地方連合会と連携して地域ミニマム運動への参加を促進するとともに、要求策定において地域ミニマム集計結果、賃金分析プログラムの活用を促進するなど、単組への支援を強化する。
- 3) 単組ごとの賃上げデータについて、中央や地方連合会の集計に反映させるため、特に額や率、平均賃金など必要な項目を満たすよう努める。

### (3) 地方連合会の取り組み

- 1) 構成組織と連携し、地域ミニマム運動や地場共闘などへの参加単組を拡大し、情報の集約・分析とその開示を進める。
- 2) 地域ミニマム運動で集約した結果を活用し、地域における賃金水準の開示に注力することを通じ、地域における職種別賃金の相場観を高める運動を進めていく。
- 3) 未組織組合を含め有効な相場波及をはかるため、事前に集計日程を示し、その結果をすみやかに公表する。
- 4) 地域における「地場共闘」の強化をはかるために、「地域フォーラム」の開催をはじめ、政府の「まち・ひと・しごと(地方創生)」にかかる地方版総合戦略の推進組織や「都道府県における地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議」への参画など、地域のあらゆる関係者と連携をはかり、地域の労働条件の底上げと賃上げの波及力を高める取り組みを行う。

以 上

表 1

**2013年都道府県別リビングウェイジ**  
**[単身世帯および2人世帯の最低生計費をクリアする賃金水準]**

		修正した地域 物価指数*1	単身世帯/ 自動車なし	単身世帯/ 自動車なし	単身世帯/ 自動車あり	2人世帯/ 父子・自動車なし	2人世帯/ 父子・自動車あり
			時間額(所定内) *2	最低生計費+ 税・社保	最低生計費+ 税・社保	最低生計費+ 税・社保	最低生計費+ 税・社保
			円	円	円	円	円
1	北海道	94.6	890	145,000	191,000	197,670	242,670
2	青森	91.2	860	140,000	184,000	190,670	234,000
3	岩手	94.0	880	144,000	189,000	196,420	241,080
4	秋田	93.2	880	143,000	188,000	194,750	239,080
5	山形	96.7	910	148,000	195,000	202,170	248,170
6	宮城	98.9	930	151,000	199,000	206,750	253,830
7	福島	93.7	880	143,000	189,000	195,830	240,420
8	群馬	92.0	870	141,000	186,000	192,330	236,080
9	栃木	94.2	880	144,000	190,000	196,920	241,750
10	茨城	94.2	880	144,000	190,000	196,920	241,750
11	埼玉	100.0	940	153,000	202,000	209,000	256,560
12	千葉	100.6	940	154,000	203,000	210,330	258,170
13	東京	115.6	1,090	177,000	233,000	241,580	296,580
14	神奈川	107.3	1,010	164,000	216,000	224,170	275,250
15	山梨	95.6	900	146,000	193,000	199,750	245,170
16	長野	95.3	900	146,000	192,000	199,170	244,500
17	静岡	95.5	900	146,000	192,000	199,580	245,000
18	愛知	96.1	900	147,000	194,000	200,830	246,580
19	岐阜	91.2	860	140,000	184,000	190,670	234,000
20	三重	91.5	860	140,000	184,000	191,250	234,750
21	新潟	95.8	900	147,000	193,000	200,250	245,830
22	富山	94.0	880	144,000	189,000	196,420	241,080
23	石川	95.7	900	146,000	193,000	200,080	245,670
24	福井	93.4	880	143,000	188,000	195,250	239,750
25	滋賀	94.3	880	144,000	190,000	197,170	242,000
26	京都	102.9	960	157,000	208,000	215,080	264,080
27	奈良	94.1	880	144,000	190,000	196,750	241,580
28	和歌山	91.2	860	140,000	184,000	190,670	234,000
29	大阪	101.4	950	155,000	204,000	212,000	260,170
30	兵庫	99.0	930	152,000	200,000	207,000	254,080
31	鳥取	93.9	880	144,000	189,000	196,250	240,830
32	島根	95.0	890	145,000	192,000	198,580	243,830
33	岡山	95.0	890	145,000	192,000	198,580	243,830
34	広島	96.5	910	148,000	194,000	201,580	247,500
35	山口	92.1	870	141,000	186,000	192,500	236,330
36	香川	92.9	870	142,000	187,000	194,170	238,330
37	徳島	93.1	870	142,000	188,000	194,580	238,830
38	高知	94.1	880	144,000	190,000	196,750	241,580
39	愛媛	91.7	860	140,000	185,000	191,580	235,170
40	福岡	96.3	900	147,000	194,000	201,250	247,000
41	佐賀	92.1	870	141,000	186,000	192,500	236,330
42	長崎	95.1	900	146,000	192,000	198,830	244,080
43	熊本	93.1	870	142,000	188,000	194,580	238,830
44	大分	92.2	870	141,000	186,000	192,670	236,580
45	宮崎	90.3	850	138,000	182,000	188,830	231,750
46	鹿児島	92.8	870	142,000	187,000	194,000	238,170
47	沖縄	86.9	820	133,000	175,000	181,580	222,920

\*1 2007「全国物価統計調査」の都道府県別民間借家世帯の物価指数における都道府県の相対的位置関係を、連合最低生計費の地域間格差(埼玉県を100)に引き直した。これに基づく都道府県の生計費推計値(月例賃金)は千円単位で四捨五入  
ただし愛知県は家賃の県内格差が大きく、参考までに名古屋市のデータを示すと、修正地域物価指数100.2、月例賃金152,000円、時間額921円(所定内実労働時間数)÷875円(法定労働時間数上限)となる

\*2 2013「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均(163時間)で計算  
(所定内実労働時間数=総実労働時間数-超過労働時間数)

## 2016 春季生活闘争 非正規共闘方針

### 1. 2016 春季生活闘争「非正規共闘」の基本的な考え方

すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現に取り組むとの2016 春季生活闘争方針のもと、非正規労働者の雇用安定の促進や処遇改善はもとより、基本的なワークルールの周知、徹底をはかることを通じて、総合的な労働条件の改善に向けた取り組みを強化する。

非正規労働者に関する取り組みは「職場から始めよう運動」や組織拡大の取り組みを通じて、非正規労働者自らが運動に参加できる環境を整備し、処遇改善の成果を実感できる闘争を展開することにより、社会への波及をはかる。

### 2. 具体的な取り組み

すべての構成組織は「非正規共闘」に結集するとともに、各部門別共闘連絡会議や非正規共闘担当者会議での情報共有を通じて、非正規労働者の処遇改善に向けて強力に、具体性のある運動を展開していく。

単組は、構成組織の責任ある指導と支援のもと、同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、それぞれの職場の実態把握や非正規労働者の声を結集し、具体的な要求を行っていく。取り組みを進めるにあたっては、非正規労働者自らが参加できる場の設定も検討する。

地方連合会は、地域の非正規・未組織労働者、地域のあらゆる関係者と連携し、フォーラムなどの開催を通じて、社会全体に賛同を得られる運動の展開を進める。また「なんでも労働相談ダイヤル」の活動を強化し（2015年12月10-11日および2016年2月4-6日）、労働組合のない職場で働く非正規労働者の課題の解決に取り組む。

職場や地域における取り組みを進めるにあたっては、春季生活闘争の取り組みを通じて、「職場から始めよう運動」展開の徹底をはかる。

#### (1) 総合的な労働条件向上への取り組み

すべての構成組織・単組は、組織化の状況に区別なく、労働者派遣法および労働契約法の主旨やパートタイム労働法に則った取り組みを展開するとともに、組合員・従業員に対して労働基準法など基本的なワークルールの周知・徹底をはかる。具体的な取り組みにあたっては、職場で働く非正規労働者との意見交換や「2015『パート・有期契約労働者等組織化・処遇改善』取り組み事例集」（2015年10月発行）なども活用し検討する。

職場における働き方の実態やニーズに応じて、雇用の安定向上を最優先に、【2016重点項目】を基本に総合的な労働条件向上へ向けた取り組みを推進する。

#### 【2016 重点項目】

〈雇用安定に関する項目〉

- ①正社員への転換ルールの導入促進・明確化
- ②無期労働契約への転換促進

### 〈均等処遇に関する事項〉

- ①昇給ルールの導入・明確化
- ②一時金の支給
- ③福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ④社会保険の加入状況の点検と促進<sup>1</sup>
- ⑤有給休暇の取得促進
- ⑥育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できるよう整備
- ⑦再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

## （２）賃金（時給）の引き上げの取り組み

### 1) 時給の引き上げ

時給の引き上げの取り組みは、「底上げ・底支え」「格差是正」の観点から均等処遇の実現をめざし、次のいずれかの取り組みを展開する。

- ①「誰もが時給 1,000 円」の実現に向けた時給の引き上げ
- ②時間給 1,000 円超の場合は、「底上げ・底支え」「格差是正」の点から 37 円<sup>2</sup>を目安に要求する。
- ③単組が取り組む地域ごとの水準については、「県別リビングウェイジ」を上回る水準をめざす。
- ④正社員との均等処遇をめざす観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保する。

### 2) 月給の引き上げ

月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等処遇の観点から改善を求める。

## （３）「職場から始めよう運動」の取り組み

同じ職場で働く仲間の労働条件改善を進めるために、それぞれの職場や地域の実態を踏まえて、通年的に推進する「職場から始めよう運動」の徹底した取り組みを促進する。

以 上

---

<sup>1</sup> 本来社会保険が適用されるべきパート労働者などの把握と適用を求める。（※厚生年金保険法・健康保険法の改正による短時間労働者への適用が 2016 年 10 月 1 日から拡大される。従来の適用対象者（1 日または 1 週間の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が通常の就労者の概ね 4 分の 3 以上である者）に加え、以下①～⑤をすべて満たすパート労働者も適用対象者となる。①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上あること②月額賃金が 8 万 8,000 円以上（年収が 106 万円以上）であること③継続して 1 年以上雇用されることが見込まれること④学生でないこと⑤従業員数が 501 人以上の企業で雇用されていること）

<sup>2</sup> 中小共闘方針が提起する賃上げ 6,000 円を月所定労働時間 163 時間（厚生労働省「平成 26 年賃金構造基本統計調査」）で除して時給換算

## 連合「職場から始めよう運動」とは

### ◆できることから一つずつ

連合は、すべての働く者の処遇改善に取り組んでいます。その中で、2010年から展開しているのが、「職場から始めよう運動」です。この運動は、同じ職場・同じ地域で働く非正規労働者が抱えている問題を、自らにつながる課題として捉え、その改善のために何ができるかを考え、具体的なアクションにつなげていくものです。

### ◆労働組合だからこそできること

連合は、非正規労働者に関わる政策の実現に取り組んでいますが、同時に重要なことは、それぞれの職場で組織化や処遇改善に取り組み、それを広げていくことです。雇用形態にかかわらず、同じ職場で働く人の声を集め、そこから職場全体に共通の課題を導き出し、解決に向けて行動する取り組みの先頭に立てるのは、労働組合しかありません。

### <職場から始めよう運動>

1. 職場で、パート、有期、派遣で働く労働者の権利を守る  
(労働法の法令遵守、「職場から始めよう運動」のチェック項目)
2. 実態把握・コミュニケーションを進める  
(非正規雇用の実態把握(配置の業務・人数・福利厚生等を含めた労働諸条件等)、組合活動の情報発信、意見交換の場づくり)
3. 組織化・組織確認を展開する  
(組合員範囲の見直し、学習活動、加入活動、取り組み方針決定等)
4. 処遇改善・制度化を進める  
(労使協議、団体交渉の取り組み)
5. 取り組み事例集等を活用して、すべての労働者の組織化と処遇改善につなげる

(「パート労働者の組織化と労働条件の均等・均衡待遇に向けた中期的取り組み指針(ガイドライン)」、「派遣・請負先労働組合がすすめる間接雇用労働者に向けた取り組み事例集」、「職場から始めよう運動取り組み事例集」、「パート・有期契約労働者等の組織化・処遇改善」取り組み事例集)

## 地域における「職場から始めよう運動」の取り組み

### <ステップ1>

#### 地域構成組織・単組を対象とした「職場から始めよう運動」の学習活動

目的	地方連合会において「職場から始めよう運動」の理解を促進し、実施することで、運動の広がりや浸透をはかる。
対象	地方連合会役員・地域の構成組織役員・担当者など
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・非正規労働者との交流づくりについては、参加者が集まりやすい環境を設定するなど、取り組みを一步前進させることをめざす。</li><li>・「職場から始めよう運動」の取り組み趣旨の周知徹底</li><li>・「ガイドライン」「間接雇用事例集」「職場から始めよう運動事例集」「パート・有期契約労働者等の組織化・処遇改善」取り組み事例集)を活用した勉強会等の実施</li><li>・労働条件改善、組織化などの取り組みについての情報交換</li><li>・職場・地域における非正規労働者の実態把握</li></ul>

### <ステップ2>

#### 非正規労働に関わる集会・シンポジウムの開催、非正規労働者との交流機会

目的	非正規労働者が抱える諸問題を共有化し、労働組合として取り組むべき課題の認識を統一する。また、地域における非正規労働者との情報交換・交流を進めることで、連合が労働者にとって身近なセーフティネットとしての存在であることを、非正規労働者・未組織労働者に訴え、地域における組織化の取り組みにつなげていく。
対象	地方連合会役員・地域の構成組織役員・単組担当者・組合員・非正規労働者・未組織労働者
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記ステップ1に加え、取り組み事例の報告会を行う。</li><li>・可能であればパート等組合員からの訴え、地域の有識者、マスコミ関係者、NPO等関係団体などの参加も検討する。</li><li>・非正規労働者との交流づくりについては、参加者が集まりやすい環境を設定するなど、取り組みを一步前進させることをめざす。</li></ul>

## 2016 春季生活闘争における男女平等課題の取り組みについて

### 1. 職場における男女平等と男女間の賃金格差の是正

- (1) 各単組の賃金データに基づいて男女別・年齢ごとの賃金分布を把握して「見える化」(賃金プロット手法など)をはかるとともに問題点を点検し、改善へ向けた取り組みを進める。
- (2) 住民票上の「世帯主」を要件とすることは、支給が一方の性に偏り、実質的な間接差別となることから、生活関連手当の支給など(福利厚生、家族手当)における「世帯主」要件の廃止について取り組む。  
※夫婦の場合、住民票上の「世帯主」を支給要件とせず、どちらか申請した方とすること。また、女性だけに証明書類を請求することは間接差別とされており、相方が受給していなければ支給要件とするよう是正を求める。

### 2. 女性の職業生活における活躍の推進(女性活躍推進法)

女性活躍推進法が成立し、2016年4月1日から法律が施行される。国や地方公共団体、民間事業主は女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、行動計画を策定することとなった(300人以下の民間事業主については努力義務)ことを受け、2016春季生活闘争において取り組みを進める。

- (1) 女性の昇進・昇格の遅れ、配置や仕事の配分が男女で異なることなど、男女間における賃金格差の背景と状況を実証的に点検し、女性に対する研修の実施や女性の少ない部署への優先配置などについて労使協議を行い、積極的な差別是正措置(ポジティブ・アクション)により改善をはかる。
- (2) 女性活躍推進法にもとづく企業などの行動計画策定に労使で取り組む。策定に当たっては、以下の必須項目については必ず把握・分析するとともに、厚生労働省令で定める21の任意項目および各事業所の状況にもとづいて、現状を把握・分析し、必要な目標や取り組み内容を設定する。

#### 【必須項目】

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合(雇用管理区分ごと)
  - ② 男女の勤続年数の差異(雇用管理区分ごと)
  - ③ 月ごとの労働者の平均残業時間などの長時間労働の状況
  - ④ 管理職にしめる女性比率
- (3) 法律や行動計画の内容について、学習会の場を設置するなど周知をはかる。
  - (4) 計画が着実に進展しているか、PDCAに積極的に関与する。

### 3. 両立支援の促進(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法)

- (1) 改正育児・介護休業法の定着に向け、以下の課題に取り組む。
  - ① 改正育児・介護休業法の周知・点検をはかるとともに、両立支援策の拡充の観点から、これを上回る内容への拡充について労働協約の改定に取り組む。

- ② 有期契約労働者へ制度を拡充する。
  - ③ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除、介護休暇の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課などにおいてマイナス評価とするなど、不利益取り扱いが行われないよう労使で確認・徹底する。
  - ④ 3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度と所定外労働の免除制度、介護休暇制度の周知・点検と、就業規則や労働協約の改定などのルール化に取り組むとともに、組合員に対する周知を行う。
- (2) マタニティハラスメントやパタニティ・ハラスメント、ケア（介護）ハラスメントなどをはじめとする、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組みを各企業に働きかける。同時に、妊産婦保護制度や母性健康管理について周知されているか点検し、妊娠・出産およびこれに関わる制度を利用したことによる不利益取り扱いの禁止を徹底する。
- (3) 次世代育成支援対策推進法にもとづく企業などの行動計画策定に労使で取り組む。
- ① ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた労働組合の方針を明確にし、労使協議を通じて、計画期間、目標、実施方法・体制などを確認する。さらに、作成した行動計画の実現による「くるみん」マーク、および「プラチナくるみん」の取得をめざす。
  - ② 「くるみん」マーク、および「プラチナくるみん」を取得した職場において、その後の取り組みが後退していないか労使で確認し、計画内容の実効性を高める。

#### 4. 改正男女雇用機会均等法の定着・点検

- (1) 改正男女雇用機会均等法の定着・点検に向け、以下の課題に取り組む。交渉・協議にあたっては、できる限り実証的なデータにもとづく根拠を示し、改善を求めていく。
- ① 配置や仕事の配分などの男女の偏在を具体的に検証し、その是正をはかる。
  - ② 昇進・昇格など基準の運用で、結果として男女に不平等が生じていないか、結果と原因を検証し、是正をはかる。
  - ③ 合理的な理由のない転居を伴う転勤がないかどうか点検し、是正をはかる。
  - ④ 妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの有無について検証し、是正をはかる。
  - ⑤ セクシュアル・ハラスメント防止措置の実効性が担保されているか検証する。
  - ⑥ セクシュアル・ハラスメントには、同性間セクハラ、ジェンダー・ハラスメントも含まれることを周知する。

以 上

## 2016 春季生活闘争におけるワークルールの取り組みについて

雇用形態にかかわらずすべての労働者の雇用の安定と公正な処遇を確保する観点から、ワークルールの取り組みを以下のとおり進める。

### 1) 改正労働者派遣法に関する取り組み

- 2015 年改正労働者派遣法の施行を踏まえ、「改正労働者派遣法に関する連合の取り組み」(2015. 11. 20 第 2 回中央執行委員会確認) にもとづき、①派遣労働者の労働条件の点検・改善、②派遣労働者の受け入れ開始時や派遣期間を延長して受け入れる際における確実な要員協議や意見表明などを行う。

### 2) 長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み

- 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現に向け、①中小企業における月 60 時間を超える割増賃金率の 50%以上への引き上げ、②勤務間インターバル規制(原則 11 時間)の導入、③特別条項付き 36 協定を適用する場合における構成組織ごとの年間上限時間の設定(750 時間を上限とし、限りなく 360 時間に近づける)、④36 協定の遵守状況の点検とそれを踏まえた労使協議、⑤労働時間管理の徹底などを実施する。

### 3) 若者雇用に関する取り組み

- 若者雇用促進法の成立を踏まえ、「若者雇用促進法に関する連合の取り組み」(2015. 11. 20 第 2 回中央執行委員会確認) にもとづき、①新卒者募集における職場情報の積極的情報開示、②求人情報における適切な労働条件提示、③職場への定着促進に向けた時間外労働、休日などの改善が行われるよう労使協議を通じて取り組む。

### 4) 障がい者雇用に関する取り組み

- 改正障害者雇用促進法の施行を見据え、「改正障害者雇用促進法に関する連合の取り組み」(2015. 8. 27 第 23 回中央執行委員会確認) にもとづき、①障がい者を理由とする差別禁止の確保、②合理的配慮の提供に向けた体制整備の確認などを行う。

### 5) 安全な職場づくり

- 「改正労働安全衛生法に関する連合の取り組みについて」(2014. 6. 19 第 9 回中央執行委員会確認) などにもとづき、メンタルヘルス対策(ストレスチェック)、長時間・過重労働対策、受動喫煙防止対策、パワーハラスメント対策など、労働安全衛生法令の遵守と安全配慮義務の履行に関する企業内での対応状況の確認と改善を行う。

**6) 有期労働契約（無期転換ルールの特例）に関する取り組み**

- 有期特措法の施行を踏まえ、「**連合専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行に関する取り組み**」（2015. 2. 19 第 17 回中央執行委員会確認）にもとづき、第一種・第二種計画の実施状況の点検など、無期転換ルールの特例の対象労働者の雇用の安定に向けた取り組みを行う。

以 上

## 2016 春季生活闘争「政策・制度実現の取り組み」について

「2016 年度 政策・制度 実現の取り組み」と「2016 春季生活闘争における労働条件改善の取り組み」を「運動の両輪」として、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向けた運動を強力に進める。

具体的には、「企業内の労働条件改善」と「政策・制度要求の実現」を同時に進めることによりすべての働く者の「総合生活改善」をめざし、①経済の好循環の実現に向けた環境整備、②「労使の取り組み」と「政府・地方自治体の施策」の連動・相乗効果の発揮、③「労使の取り組み」強化による法改正・制度充実の観点から、以下の政策・制度要求の実現に取り組む。

あわせて、労使協議を通じてコーポレートガバナンスの強化や企業年金における責任投資の導入に向けた取り組みを進めていく。

### 1. 経済の好循環に向けた中小企業・地場産業への支援強化

- 健全な経済の発展に向けた公正な企業間取引の確立
- 公契約の適正化に向けた公契約基本法・公契約条例の制定の促進

### 2. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- 派遣労働者の保護を後退させないための改正労働者派遣法の点検と検証
- 長時間労働の是正と過労死ゼロに向けた労働時間規制の強化
- 障がい者の雇用促進と就労定着に向けた取り組みの推進
- 労働者の健康・安全を守るための改正労働安全衛生法の実効性の確保
- 有期雇用労働者特別措置法における対象労働者の雇用安定の取り組みの推進
- 良質な就業と職場定着に向けた若者雇用対策の推進
- すべての女性が活躍できる職場環境の整備

### 3. 社会保障と税の一体改革の推進によるセーフティネットの拡充

- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の取り組みの推進
- 企業年金制度を整備するための取り組みの推進
- 事業所内保育の整備など子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- 税による所得再分配機能の強化

### 4. 子どもの貧困と教育格差の解消

- 教育の機会均等実現に向けた教育の原則無償化
- 高等教育における給付型奨学金制度の拡充

以 上